

青森県報

第三千四百四号

平成二十三年
六月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(同)	二
漁船保険付保義務の消滅	(三八地域 県民局)	二
漁船保険付保義務の発生	(同)	二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(同)	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	五
右 同	(同)	五
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	(西北地域 県民局)	五
教育委員会		
青森県立学校学則の一部を改正する規則	(教職員課)	六
青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札	(学校施設課)	六
人事委員会		
人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則	(職員課)	七

告

示

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……七

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……八

公安委員会

警備員等の検定の実施……………(生活安全課) ……八

青森県告示第五百五十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表尻労区域の項を次のように改める。

尻労区域 尻労漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業 4 底建網漁業 5 さけ・ます定置漁業
---------------------	---

二の表小泊区域の項を次のように改める。

小泊区域 小泊漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業
---------------------	---

- 2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
- 3 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 4 総トン数五十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業以外の漁業
- 6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
- 7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業

青森県告示第五百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二 岩根 孝夫	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業

青森県告示第五百五十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の

規定により、次の加入区においては、平成二十三年六月二十四日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	はちのへ
--------	------

青森県告示第五百五十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
八戸市大字鮫町字日蔭沢一八番地九六 石井 作美 八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地一六五 福嶋 一雄 八戸市大字白銀町字三島下七九番地四 関川 昭造	はちのへ

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド三沢店
三沢市南町一丁目三一の二二〇九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 山田 昇
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 山田 昇
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十四年二月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六五三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
五七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
二二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
五九平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
六〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成二十三年六月十日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所
2 期間
平成二十三年六月二十四日から同年十月二十四日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十三年十月二十四日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 十和田南ショッピングセンター
 十和田市大字相坂字小林二一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 株式会社サンデー
 八戸市根城六丁目二二の一〇
 代表取締役 宮下直行
- 2 マックスバリュ東北株式会社
 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
 代表取締役 宮地邦明
- 3 三菱UFJリース株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目五の一
 代表取締役 村田隆一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻	平成 三〇・九・二六
大規模小売店舗の名称及び所在地	マックスバリュ東北株式会社 二十四時間営業	マックスバリュ東北株式会社 開設時刻 午前八時 閉店時刻 午後十一時	
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社サンデー 開設時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	株式会社サンデー 開設時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	
	株式会社ファーストリテイリング	株式会社ファーストリテイリング	

駐車の出入口の数及び位置	来客が駐車場を利用することができる時間帯	閉店時刻	開設時刻
五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	二十四時間	閉店時刻 午前八時	開設時刻 午前八時
七か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	駐車場 午前七時三十分から午後九時三十分まで	閉店時刻 午後八時	開設時刻 午後八時

四 届出年月日
平成二十三年六月十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所
 - 2 期間
平成二十三年六月二十四日から同年十月二十四日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十三年十月二十四日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸市ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二丁目一四

代表取締役 橋本昭一

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイス八戸石堂店

八戸市石堂二丁目一〇の八外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂二丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十三年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月二十四日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

教 育 委 員 会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立青森南高等学校の項中「青森市大字大野」を「青森市西大野二丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年六月二十六日から施行する。

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十三年六月二十四日

青森県教育委員会教育長 橋 本 都

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種二号）

七三 キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成二十四年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁施設課財務グループ

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十三年八月四日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁会議室B

平成二十三年八月八日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

八 落札決定の日から七日以内
落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2012

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
5:15 p.m. August 4, 2011

5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN

TEL: 017-734-9873

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。
第四十三条第四項第一号ア中「実施」の下に「並びに論文試験及び作文試験の評定基準の決定及び実施」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年六月二十四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一労働委員会の事務部局の項中

事務局長

二類

を

事務局長

事務局次長

二類
四類
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六七（管理職手当）の規定は、平成二十三年六月十四日から適用する。

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表労働委員会事務局の項中「事務局長」の下に、「次長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項

の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十三年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十三年十月十日（月）午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 一級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

青森県内に住所を有する者又は青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当する者

1 施設警備業務について検定規則第四条に規定する二級の検定（以下「二級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が前1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 施設警備業務の管理に関すること。
- (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (二) 実技試験
 - (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (2) 施設警備業務の管理に関すること。
 - (3) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 六 検定申請の手続き
 - 1 検定申請の受付期間及び受付時間
 - (一) 受付期間

平成二十三年八月十五日(月) から同年八月三十一日(水) までの間(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間
 - (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。
 - 2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

 - (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
 - (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
 - (三) の生活安全課又は刑事生活安全課
 - 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
 - 4 検定申請の書類
 - (一) 検定申請書 一通
 - (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

- 三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉
- (二) 青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (四) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面 一通
- (五) 四の1に該当する者は、二級検定(施設警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 一通
- (六) 四の2に該当する者は、一級検定受検資格認定書(施設警備業務に係るものに限る。)(の写し 一通
- 5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
 - 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
 - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
 - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先
 - 1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭